

平成 29 年度第 2 回国分寺市障害者施策推進協議会

日 時：平成 29 年 8 月 9 日（水） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分
場 所：国分寺市役所 第一・第二委員会室

【委員】（敬称略）

大塚 晃（会長）	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授（識見を有する者）
阿部 由美（副会長）	地域活動支援センターつばさ（市内の地域活動支援センターの代表者）
柴田 洋弥	国分寺障害者団体連絡協議会（市内の障害者団体の代表者）
福島 英明	公募委員（市内に住む障害者及び障害児の家族）
土屋 由美	公募委員（市内に住む障害者及び障害児の家族）
坂本 喜久子	国分寺市民生委員・児童委員協議会（民生委員の代表者）
中西 紀子	第二東京弁護士会（識見を有する者）

司会・進行：大塚 晃（会長）

【当日欠席委員】

青柳 忠義	国分寺市障害者就労支援センター（障害者等の就労支援を行う関係機関の代表者）
笹本 秋夫	東京都立小平特別支援学校（特別支援学校の教員）

【アドバイザー】

岡本 和子	社会福祉法人はらからの家福祉会
-------	-----------------

【事務局】

福祉保健部長	（一ノ瀬）
福祉保健部総合福祉担当（統括）課長	（鈴木）
子ども家庭部	子育て相談室長（前田）
福祉保健部	障害福祉課長（廣瀬）
福祉保健部	障害福祉課生活支援係長（大平）
福祉保健部	障害福祉課相談支援係長（石丸）
福祉保健部	障害者福祉課計画係長（木田）
福祉保健部	障害福祉課事業推進係長（桑野）
福祉保健部	障害福祉課計画係（京極）

【次第】

- 1 開会
- 2 審議事項
 - 1) 国分寺市障害者計画・国分寺市障害福祉計画の進行管理，評価に関すること（諮問第2号）について
- 3 報告事項
 - 1) 障害福祉に関するアンケート調査について
 - 2) 計画相談支援等の実施状況について
- 4 その他
- 5 閉会

【資料一覧】

◆事前配付

- 資料1 国分寺市障害者計画実施計画の実施状況について（平成28年度）
資料2 国分寺市障害福祉計画の実施状況について（平成28年度）
資料3 平成28年度国分寺市における計画相談支援等の実施状況について

◆当日配付

※席次表

【開会】

大塚会長：よろしいでしょうか。少々早いですけれども，平成29年度第2回国分寺市障害者施設推進協議会を始めたいと思います。今日はお暑い中，お集り頂きましてありがとうございます。まず今日の会議成立の確認ということで事務局から説明をいたします。それから，配付資料の確認をお願いいたします。

事務局：事務局です。まず会議成立の確認をさせていただきます。本日笹本委員，それから青柳委員から事前に欠席のご連絡を頂いております。本協議会設置条例の規定によりまして，会議については委員9名のうちの過半数の出席をもって決するという事になっております。本日の出席は2名ご欠席ということで，7名の委員の皆様にご出席頂いております。過半数に達しておりますので定足数を満たしており，会議成立となります。以上でございます。

事務局：事務局です。資料の確認及び進行上の注意点等について説明をさせていただきます。まず，資料の確認を行います。本日お配りいたしました次第の資料一覧をごらんください。事前配付の資料といたしまして，資料1，国分寺市障害者計画実施計画の実施状況について（平成28年度），資料2，国分寺市障害福祉計画の実施状況について（平成28年度），資料3，平成28年度国分寺市における計画相談支援等の実施状況について以上が，事前にお配りいたしました資料でございます。続きまして，本日お配りいたしました資料といたしまして，席次表。以上でございます。

また，本日分の資料に加えまして，国分寺市障害者計画（第3次）・第4期国分寺市障害福祉計画（平成27年度～平成32年度），国分寺市障害者計画（第3次実施計画）（平

成 27 年度～平成 29 年度), 以上の冊子を机上に配付しております。

なお, 計画の冊子は, 本日の会議終了後, 机上に置いたままお帰り頂きますようお願いいたします。お配りさせて頂きました資料は以上でございます。全てでございますでしょうか。

次に, 協議会の進行上の注意点等について説明させて頂きます。当協議会は, 会議を原則公開, 資料及び議事録も原則として公開としており, 皆様のご発言を正確に記録させて頂くために録音をさせて頂きます。ご了承くださいませようお願いいたします。

なお, 議事の記録及び会議を円滑に進めるためにも, ご発言の際には氏名を述べて頂き, その後, ご発言をお願いできればと思います。また, 本日は手話通訳の方が入っておりますので, ご発言の際には少しゆっくりとお話くださいますようお願い申し上げます。資料の確認等は以上でございます。

【審議事項】

大塚会長: 資料は大丈夫でしょうか。それでは議事次第に沿って進めていきたいと思えます。まず, 審議事項といたしまして, 「国分寺市障害者計画・国分寺市障害福祉計画の進行管理, 評価に関する事(諮問第 2 号)について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局: 事務局です。審議事項の「国分寺市障害者計画・国分寺市障害福祉計画の進行管理, 評価に関する事」ということで, 事務局より資料の説明をさせて頂きます。お手元の資料 1 番をごらん頂きますようお願いいたします。

資料 1 番, 国分寺市障害者計画実施計画の実施状況についてということでございます。こちらは国分寺市の障害者計画の施策を進めるに当たって, それぞれの具体的な事業を示した実施計画になっております。

資料 1 番の 2 ページをごらん頂きますと, 昨年度と少し繰り返すにはなりますけれども, 改めて障害者計画の枠組みをご説明させて頂きますと, 国分寺市障害者計画の基本理念として, 「障害のある人もない人も, 共に住み続けたいまち, ふるさと国分寺」ということになってございます。

その基本理念のもとに基本目標を 5 つ定めさせて頂いておまして, ごらん頂くと, 下の表の中の基本目標というところで, 1 つ目が「自分らしい暮らしへの支援体制づくり」, 2 つ目が「自分らしい社会参加や学びへの支援」, 3 つ目が「自分らしい働きかたへの支援」, 4 つ目が「共に生きる地域社会づくり」, 5 つ目が「自立を支援する人づくり」ということになってございまして, ここからさらに右側に移動して頂いて, 「分野」ですとか「施策の方向」という形で, 分岐する形でその先に「事業」がぶら下がっている体系になってございます。

個別の事業については, 重点事業を 7 つ設定させて頂いております。お手元の障害者計画, 青色の冊子の 37 ページをごらん頂きますと, こちらに重点事業が 7 つ記載されてございます。この 7 つの重点事業にのっとり, 実施計画の各事業がぶら下げられているとなっております。

それでは資料に戻らせて頂きますと, 5 ページをごらん頂きますと, こちらが障害者計画, 実施計画の各事業の 28 年度の実施状況を一覧にした表になります。

まず表の見方ですけれども、一番左側が「事業番号」がありまして、その次に「事業名」、それからその隣が事業の「内容」が記載してございます。各事業の「実績値」として27年度のもの、28年度のを併記して、比較できる形にさせて頂いております。計画自体が27年度から29年度の3年間ということになりますので、29年度の目標値がその隣に書いてあるというものでございます。

29年度の目標に対して、27、28年の実績がありまして、その進捗状況を「目標どおり進行している」「やや取組が遅れている」「大幅に取組が遅れている」の3段階で分けて表現をさせて頂いております。一番右側の表が、それぞれの事業を所管する所管課が記載されていることとなります。計画としては、27年度から29年度までの3年間となりますので、28年度の実績が2年目の実績となります。

少しページを戻って頂いて、3ページをごらん頂きますと、全体の概要がざっくりとまとめてございます。全体の状況で言いますと、「目標どおり進行している」が157事業。「やや遅れている」が6事業になっております。全体で言えば、ほぼ昨年度、27年度の実績と大きな変更はない状況でございます。個別の事業が多くなっておりますので、各重点事業、7つの重点事業ごとに昨年度と変更があったことなどを中心にピックアップして全体的な実施状況について説明させて頂きたいと思っております。

資料5ページに戻って頂きまして、まず重点事業の1番、障害に対する理解や配慮の促進というところで、施策の方向性で（1）心のバリアフリーの推進（障害を理由とする差別の解消の推進）という一番上ですけれども、その例えば事業番号1番の「啓発事業」ですけれども、こちらは平成28年度から障害者差別解消法の施行もございまして、差別解消法の周知などを例年に比べて実施しているほか、ヘルプカード、ヘルプマークの周知についても推進している形で28年度の実績になってございます。

続いて事業番号4番、「疾病や障害に関する情報の発信」という事業ですけれども、このあたりはホームページを活用したりですとか、それからツイッターの活用をさせて頂いております。情報の発信に努めているところで、実績としては「充実」という表現にさせて頂いているところとなります。

続いて6ページにお進み頂きまして、（2）権利擁護の推進のところですが、事業番号15番「権利擁護センター事業（成年後見活用 あんしん生活創造事業）」ですけれども、28年度については、精神障害76件に加えて、知的障害の方からの相談は44件という実績になって、徐々に増加、浸透してきている事業になるかなと思っております。

続いて（3）番。中段やや下のほうに「情報提供体制の充実」というものですが、こちらの中では事業番号16番「事業者のしおりの作成」です。この事業につきましては、28年度に大幅なりニューアルを行いまして、見やすくですとか、内容を充実させて音声コードにも対応した形で「障害福祉ガイドブック」という新たな名称でリニューアルして発行させていただいたという実績になってございます。

それから事業番号18番「声の広報発行事業」ですとか、19番「声の公民館だより」という事業については、着実に配付人数が伸びている状況でございます。情報提供の体制が少しずつ整ってきているのかなという実績になってございます。

続いて7ページに飛んで頂きまして、（4）ユニバーサルデザインの推進ですけれども、

事業番号 27 番「公園のバリアフリー化の推進」で、こちらは昨年度に引き続き、やや取組が遅れているところで、28 年度も引き続き実施箇所がなしという方向でして、「やや取組が遅れている」という表現にさせて頂いております。昨年度と同様、公園全体の老朽化が進んでいることがあることで、遊具等の修繕を優先して実施しているところになります。

それから次に行って、8 ページに進んで頂きまして、重点事業の 2 「相談支援体制の充実」ですけれども、(1) 相談・支援体制の充実で、事業番号 31 番「福祉の総合的な相談窓口の体制整備」です。こちらは総合相談窓口の検討を行いつつ、現状でできることをというところで、ワンストップサービスに向けて第 2 庁舎 1 階の窓口のレイアウト変更の検討を 28 年度行ったところです。現実的なところでいきますと、今年度に入りまして、レイアウトの変更を大幅に行っているところですので、ぜひ一度お寄り頂いて見ていただけたらと思います。

それから事業番号 32 番「相談支援機能強化」です。28 年度から精神保健の事業の部分が健康推進課から障害福祉課に移管になり、統合されております。障害福祉に関しての相談窓口の体制は整ってきたという実績になってございます。

それから事業番号 33 番「相談支援」です。こちらが 28 年度に入って、1 つ事業所数が減少したということですので、なかなか現状を踏まえ、事業所数が増加していく状況にないのかなというところで、評価として「やや取組が遅れている」という形にさせて頂いております。

続いて、9 ページの(2) 関係機関のネットワークの充実ですけれども、この中の事業番号 41 番「自立支援協議会の運営」です。こちらについては 28 年度に本協議会、施策推進協議会と地域自立支援協議会、2 つの協議会への再編が行われております。旧自立支援協議会と新たな地域自立支援協議会とで、28 年度の実績としては年 3 回の実施になっております。こちらについては少し協議会の枠組自体が変わっている状況でございます。

それから事業番号 42 番の「相談支援事業者連絡会」ですとか、43 番の「居宅介護事業者連絡会」、それから事業番号 46 番、「精神保健福祉業務連絡会」。こういったあたりについても地域自立支援協議会の設置によって少し形態を変えた事業になってございます。

それから施策の方向、10 ページの事業番号 50 番の「サービス提供事業所等への指導検査体制の整備」。こちらは昨年と同様、「やや取組が遅れている」となっております。他市の動向も見ながら組織体制の整備等の課題に引き続き検討していく状況になっております。

それから 51 番の「ヘルパーレベルアップ研修」につきましても、昨年同様未実施の状況でございます。28 年度事業者連絡会が地域自立支援協議会に再編されていることもございまして、現在の相談支援部会ですとか、あるいは専門的人材の育成という観点から基幹相談支援センターなどの中で、居宅介護事業所のヘルパーのレベルアップにつながる研修について検討していきたいと考えてございます。

続いて、重点事業 3 番の(2) 障害のある人の健康の維持・増進というところで、事

業番号 58 番「特定健康診査・30 代健康診査・後期高齢者医療健康診査」。こちら目標は受診率 60% に対して実績が 40.61% で 27 年度実績よりやや下がったこととなります。昨年度同様「やや取組が遅れている」状況になっております。市報やはがきでの勸奨等を行ってはいるのですが、なかなか実績につながらないところでございます。

それから 12 ページに飛んで頂きまして、(3) 経済的支援の充実ですけれども、こちらは全体的に手当、医療費等の助成については昨年同様目立った増減はない状況です。昨年同様に適正に支給されているということかと思えます。

それから 15 ページに進んで頂いて、(4) 生涯学習・スポーツの推進です。こちらは事業番号 98 番の「対面朗読」、それから事業番号 99 番の「声の図書の収集・作成・貸出し」です。この 2 事業についても昨年と同様の実施状況となっております。声の図書の貸出しについては伸びている。それから対面朗読については実施状況がない状況ですので、このあたりで対面朗読より貸出しでのニーズが高いのかなというところで、こういった実績になっているということでございます。続いて、16 ページに進んで頂きまして、(6) 地域生活の安心・安全の確保でございます。事業番号 111 番ですので、もう 1 ページ進んで 17 ページのところですね。

111 番「防災まちづくり推進地区事業、市民防災推進委員会事業」という事業でございますが、目標は新規推進地区 1 というものに対して、27 年度で既に新規地区が 1 地区追加になっておりまして、28 年度についても 1 地区指定という実績になっておりますので、着実に事業が実施されている事業になります。

続きまして、19 ページ。重点事業 4 番「障害児発達支援に向けた取組の充実」でございます。(1) 障害の早期発見・早期支援ですが、事業番号 121 番「乳幼児・妊産婦健康診査・歯科検診」という事業ですが、こちらの事業については、28 年度実績が未把握数ゼロということになりました。目標としては目標値達成ということでございます。これを維持できるように継続した取組を進めていくのが大切になっていく事業になるかと思えます。

続きまして、21 ページの重点事業 5 「障害のある人の就労の場の拡大に向けた取組の推進」という重点事業ですけれども、まず事業番号 134 番の「障害者就労支援センター」ですが、就職に関する相談支援の件数は 27 年度に比べて伸びているところでして、これをどう就職につなげていくかが課題になってくる事業になってございます。例えば事業番号 136 番の「庁舎内等の製品の販売支援」ですとか、事業番号 147 番、22 ページになるかと思うのですが、147 番は「市役所内実習」という取組を着実に進めているところでございます。

続いて、重点事業の 6、23 ページですね。「保健・医療・福祉の連携の推進」ですが、重点事業の一部については、既に掲載された事業と重なる部分がほとんどになるので、昨年同様割愛させていただきます。

続いて、重点事業 7 番のところ、「サービス人材等の確保」。26 ページ以降ですね。そのうちの事業番号で言いますと、174 番「福祉サービス第三者評価受審支援事業」ですけれども、27 年度は実績がございませんでしたが、28 年度は受審件数実績 6 件で、取組が進んでいる事業になります。提供されるサービスの質の確保という部分で事業の継

続実施が重要と考えてございます。

簡単ではございますけれども、以上で国分寺市障害者計画実施計画の実施状況について各課から出された28年度の実績の概要でございます。資料1の説明としては以上となります。

事務局：事務局桑野です。引き続きまして、国分寺市障害福祉計画の実施状況につきまして、簡単にご説明させていただきます。資料の2をごらんください。

資料ですが、2ページ目が「障害福祉計画における成果目標の進行状況」について。それから3ページ目が「障害福祉サービス等の見込量の達成状況」です。そして4ページ目が「地域生活支援事業の実施状況について」となっております。

2ページをごらんください。まず障害福祉計画における成果目標の実績につきまして説明させていただきます。成果目標につきまして3点ございます。1点目が「入所施設から地域生活への移行」です。それから2点目が「地域生活支援拠点等の整備」でございます。それから3点目が「一般就労への移行」でございます。

まず1点目の「入所施設から地域生活への移行」についてですが、成果目標といたしましては、地域生活へ移行した人の数と施設に入所されている数を設定しております。目標値といたしましては、国の基本指針を踏まえまして、それから市の実状を踏まえまして設定しております。移行者については、平成25年のこの計画を策定した時点での施設入所者数の12%が移行する、平成29年度末までに9人地域移行させるという目標値を設定した上で、平成29年度末時点で計画策定時の82人の施設入所数を超えないことを目的値として設定しております。昨年の実績といたしましては、地域移行をされた方は0人ございました。平成26年度につきましては、3人の方が施設から地域生活に移行した実績がございましたが、27年に続きまして28年についても実績がございませんでした。ただ全体の施設入所者数につきましては、病気による長期入院で退所された方が2人、それから死亡により退所された方が1人、新規で施設入所された方は1人で、差し引き2人減少しております。

それから2点目の「地域生活支援拠点の整備」についてでございます。こちらにつきましては、各自治体において整備を始めているところでございます。

機能といたしましては、相談ですとか、体験の機会ですとか、緊急時の受け入れ対応、それから専門的人材の育成、地域のネットワークづくりといった5つの機能となります。そういった機能を満たす地域の拠点としての地域生活支援拠点を整備していくことが求められているわけでございます。実績といたしましては、昨年度障害者センターの指定管理者である社会福祉法人が新たに拠点となる施設整備を進めており、既存の障害者センターの機能とあわせまして、地域生活支援拠点として位置づけていく予定でございます。この地域生活支援拠点のあり方につきましては、本協議会でも継続的に検討していく必要があると考えております。

それから最後3点目の「一般就労への移行」についてでございます。こちらにつきましては、成果目標として「福祉施設から一般就労への移行者数」、「就労移行支援事業所の利用者数」、それと「就労移行率3割以上の事業所の割合」。以上の3点を設定しております。

福祉施設から一般就労への移行者数につきましては、27年度と比べますと1人ふえまし

て11名となっております。就労移行の利用者数につきましては、ほぼ横ばい、1人減って28人となっております。それから就労移行率3割以上の事業所の割合につきましては、市内の2ヶ所の就労移行支援事業所のうち1カ所が目標達成いたしまして50%となっております。以上が成果目標に対する実績となります。

次に、3ページをごらんください。続きまして「障害福祉サービス等の見込量に対する達成状況」についてご報告させていただきます。28年度の障害福祉サービスの全体の状況につきましては、27年度と比べまして約5%の増となっております。業者ベースでいきますと5%の増となっております。カテゴリーごとに見ていきますと、訪問系が8%、それから日中活動系が8%、居住系のサービスが7%、相談支援は12%の減となっております。

サービスごとに見ていきますと、居宅介護につきましては、利用者の方の状態の変化ですとか生活の実態に合わせて、重度訪問介護のほうへサービスを切りかえる方がいたことから、サービス量としては若干減っております。重度訪問介護につきましては、利用者が減ったため、時間数が少し減っている状況です。ただ65歳到達時の介護保険とのサービス調整の結果、上乘せで重度訪問介護を利用するケースは少しずつ増えている状況です。それから同行援護につきましては、利用者の方の高齢化、病気の悪化等によりまして、利用を休止されている方がいらっしやったため利用者数が少し減っている状況です。それから行動援護につきましては、相談支援専門員が調整に入った結果、事業所が見つかって移動に結びついたケースがありまして、利用者数が増えています。

それから日中活動系に入ります。生活介護につきましては、微増となっております。それから自立訓練の生活訓練のところにつきましては、社会復帰を目指されるうつ病などの精神障害者の方が訓練として利用されるケースがかなり増加しております。それから就労移行支援につきましては、ほぼ横ばいの状況です。昨年8月に市内に精神障害者を対象とした就労移行支援事業所がオープンしておりますので、この辺につきましては、もう少し業者が増えていくのではないかと考えております。それから就労継続B型につきましては、非常にニーズの高いサービスでございまして、27年に比べても8%。かなり広がっている状況です。それから短期入所。こちらにつきましては、相談支援専門員の計画の策定ですとか、モニタリング機能説明等の中で利用に結びつくケースが増えておりまして、利用者数、サービス量ともに増えている状況です。また、グループホームへ入居して自立した生活を目指されるステップとして体験的に利用される方も少しずつ増えている状況です。

それから居住系のところの共同生活援助。こちらにつきましては、27年度と比べて13人増えております。市内におきまして新規でグループホームが開設されたりとか、そういったこともありまして、支給決定した方が多かったという状況です。

事業所の方向としては、昨年度から結構グループホームの開設の相談が増えておりまして、今年度に入って知的障害者を対象とする定員4名のグループホームができたりとか、精神障害の方を対象としたグループホームが新たに開設されたりとか、少しずつグループホームが開設されている状況でございます。

今後、市としては引き続き事業所開設を検討されている法人に丁寧なサービス、ニーズなどの情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

それから相談支援です。こちらにつきましては、市でモニタリングの期間設定につま

して考え方を少し見直しまして、例えば新規の場合、従来は最初の3カ月は毎月モニタリングを実施することになっていたのですけれども、個々の状況に合わせて相談支援専門員さんのほうで柔軟にモニタリングの期間設定を行うことができるようにいたしました。また、事業所でもモニタリングの期間設定に関する考え方がある程度整備されて浸透してきたところもありまして、その結果、モニタリングの頻度が全体的に減少して、全体の実績が少し減っている状況となっております。

それから障害児のサービスについてです。こちらにつきましては、利用者ベースでいきますと、27年度と比べまして11%の増となっております。児童発達支援については6%、放課後デイにつきましては、23%伸びている状況です。児童発達支援につきましては、昨年度近隣市に事業所が開設された影響もありまして、利用数が増加しております。放課後等デイサービスにつきましても市内に事業所数が増えている状況、また近隣にも新規で事業所が開設されている状況ですので、毎年利用者が増えている状況となっております。以上が障害福祉サービス等の達成状況となります。

続きまして、地域生活支援事業についてです。4ページをごらんください。こちらにつきましては、主要なところをピックアップしてご説明させていただきます。1番の「理解促進啓発事業」についてです。こちらにつきましては、障害者週間行事の中で昨年はパラリンピストの方をお呼びしまして、講演会を実施しております。

それから3番の「相談支援事業」につきましては、基幹相談支援センターにつきましては、相談支援業者のバックアップとしての役割を担うとともに、相談支援専門員の方のスキルアップのための研修を実施しております。

4番の「成年後見制度利用支援事業」。こちらにつきましては、昨年の実績としては身体的障害の方が1名、それから精神障害の方につきましては2名、計3名の実績がありました。親の高齢化が進む中で、今年度についても相談は少しずつ増えている状況です。

それから6番の「意思疎通支援事業」についてです。こちらについては聴覚、視覚などの障害のために意思を伝え合うのが難しい方のために、必要に応じて手話通訳者ですか、要約筆記者などを派遣する事業となります。こちらについては利用の件数が増えている状況です。また、手話通訳者の設置事業につきまして昨年4月から市役所におきまして、手話通訳者を必要とする方々が申請手続などの支援を行うため、月4日手話通訳者を市役所内に配置いたしております。

それから9番の「移動支援」についてですが、こちらはほぼ横ばいの実績となっております。最後の「その他の事業」のところの「日中一時支援」。こちらにつきましては、障害児（者）の日中における活動の場の確保、家族・介護者のレスパイトの確保が目的の事業となりますが、これについては知的の事業の方の利用が少し減っている状況。放課後等デイに利用者が流れている傾向がありまして、利用者数が減少している状況となります。

地域生活支援事業は以上となります。以上で平成28年度の障害福祉計画の実施状況についてご報告を終わりにしたいと思います。

大塚会長：ありがとうございます。それでは2つに分けて、まずは障害者計画について、重点項目が7つありますけど、全体を通してご質問であるとか、ご意見とかがございましたらどうぞ。福島委員、どうぞ。

福島委員：私、考えてきたことがありますて、27ページの(4)障害当事者・家族への支援 目標：当事者同士で交流することができる。181番の「障害当事者団体等の育成」についてなのですが、行政のほうでいろいろな整備とか、制度の現状の施設とかできていると思うのですが、その場合、当事者のかかわり方というか交流というか、そういう観点が少ないなというか、あまり重要視されていないなと思ひまして。

確かに「障害当事者団体等の育成」という事業番号になっていて、4団体と。目標どおり進行しているとなっているのですが、もう少し行政とのつながりというか、障害者、障害者家族と行政とのつながり方という意味でもっと大きくできないのかなと思ひました。

うまくまとまっていないのですが、要するに障害者とか相談者の家族というのは、孤立が一番いけないと思うのですね。孤立してしまうところがあって、いかに情報とか施設とか、制度が完備されていても、やはり口コミで知るといふか、こういう制度があるのかとか。そういう意味もあって、そういう意味で181番の障害当事者団体等についても、もうちょっとピックアップして頂けたらなと思ひます。

大塚会長：ありがとうございます。事務局からご意見ありますか。

事務局：そうですね。この実施計画上のこの事業としては、障害者関係団体に補助をして支援をしているという内容になっておりますので、いただいたご意見は、例えば次の計画とか考えとときの参考にさせて頂く形になるかなと思ひます。

大塚会長：当事者の活動をどう構築するかというの、もうちょっと根本的なところから。委員会とは言わないけれども、当事者の方、団体の方と行政が話さないと。多分自立支援協議会の仕事かな。具体的にどういふ当事者の方と行政がコラボレーションしながら地域をつくっていくか。すぐまとまらないと思うので、いろいろなご意見の中から調整する必要があると思うのです。そんな機会をどこかで行っていただけたら。いいですか。相談とも関係しますよね。

事務局：今、いただいたご意見につきましては、地域自立支援協議会の、例えば相談支援部会のほうにも報告をさせて頂いて、そういったテーマで話し合う機会をどこかで行っていきなと思ひます。

大塚会長：多分重点のほうでいふば、もう既存の団体に補助して同じことをやってきて頂いているだけだから、ここからは新しいものはつけれないので、違う枠組みの中で協議しないと無理かなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。柴田委員さん、どうぞ。

柴田委員：幾つかあるのですが、1つは、4ページで「やや取組が遅れている事業」の中にヘルパーレベルアップ研修は未実施と書いてありますが、これは事業番号51ですから10ページのところにも書いてあります。これが未実施だった理由は。

大塚会長：51ですね。

柴田委員：そうですね。ちょっとお聞きしたい。

大塚会長：ほかには。

柴田委員：ほかにもあります。

大塚会長：では、まとめて言ってください。

柴田委員：6ページの15番。「権利擁護センター事業」のところなのですが、制度利用相談件数がふえたということですね。それはいいと思うのですが、成年後見制度の利用支援というのは何ページでしたか。利用支援の数が3人と書いてありましたね。

大塚会長：障害福祉計画のところかと思うのですが。

柴田委員：障害福祉計画のところですかね。

大塚会長：4ページのところ、成年後見制度利用支援事業ではないでしょうか。

柴田委員：障害福祉計画のほうですか。

大塚会長：地域生活支援事業のところ。

柴田委員：ああ、そうですね。済みません。それは障害福祉計画でした。失礼しました。

大塚会長：事務局、いいですか。

事務局：昨年度につきましては、自立支援協議会の再編がございまして、居宅事業者連絡会、こちら地域自立支援協議会の相談支援部会のほうに移行させる形にいたしました。そこに注力したこともありまして、ヘルパーレベルアップ研修会につきましては、実施には至っていない状況です。ここにつきましては、新たにできました協議会の相談支援部会ですとか、あるいは専門的人材の育成を担う基幹相談支援センターなどでも効果的な研修のあり方について、検討していきながら実施に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

柴田委員：関連して9ページの43番ですね。「居宅介護事業者連絡会の運営」で「自立支援協議会の専門部会の再編分を含む」と書いてあって、地域自立支援協議会の専門部会のどこに再編されるのですか。

事務局：相談支援部会です。

柴田委員：相談支援部会ですか。相談支援部会の中に居宅事業者連絡会も含まれるのですか。

大塚会長：42番については、「相談支援事業者連絡会の運営」ということで、自立支援協議会専門部会再編を含む。これは自立支援協議会の相談支援部門がありますよね。それでわかりますが、居宅介護事業者連絡会というのは相談支援部会で担当するのでしょうか。

事務局：事務局です。昨年につきましては、居宅介護事業者連絡会につきまして要綱を制定しておりまして、それに基づいて位置づけられていたのですが、その要綱を新たに地域自立支援協議会を立ち上げたときに同時に廃止いたしまして、その地域自立支援協議会の中の相談支援部会の中に吸収をしたというか、その機能に入れ込んだということでございます。

柴田委員：具体的に昨年はその自立支援協議会の相談支援部会の中でこの居宅介護事業者連絡会的なものは行われたのですか。

事務局：従来行っていたような連絡会は開催していません。

柴田委員：そうすると、その28年度実績が年2回で行われたという評価にはならないのではないですか。

事務局：事務局です。この新たに地域自立支援協議会の設置要綱は、平成28年10月の下旬に施行しております。その間、上半期から10月のその新たな自立支援協議会の設置までの間にこの組織の連絡会を2回開催しておりますので、この実績については2回という形で表記をさせて頂いております。

年度の途中で、いわゆるかつての連絡会を廃止して、新たな地域自立支援協議会立ち上げたということでございます。

柴田委員：自立支援協議会を傍聴はしておりますけれども、居宅介護事業者連絡会の要素がそこにあったのかというふうにはちょっと見受けなかったのですが、視点としてはそういうことになっていたのですね。

事務局：事務局です。そこについては地域自立支援協議会。地域の関係機関が集まって、障害福祉の定例的な協議をするという、やっとその地域自立支援協議会を国分寺市として立ち上げたということございまして、まずは軌道に乗るまでの間は当然いろいろな課題の整理だとかが必要になってきますので、この機能については相談支援部会に含まれていくのですけれども、昨年度におきましては、まだそこまで下半期の中で進んでいなかったと。簡単に言うとそういうことでございます。

大塚会長：ほかにはよろしいでしょうか。まだありますか、質問。中西委員。

中西委員：中西です。8ページの33番の「相談支援」の事業所が28年度1つ減っているというのは、これは何か事情があるものかということと、1事業所減ったということで皆さんお困りの状況にないかということをお教えいただければと思います。

大塚会長：事務局、お願いします。目標値が9事業所。

事務局：運営している法人さんの都合というか、その法人は2つの相談支援事業所を運営していましたので、統合して、一本化したということだと考えております。

1つ事業所は減ったのですけれども、相談支援専門員の数としては、昨年度少し増えています。ただ計画の作成数もすごく増えていますので、かなり相談支援専門員の方にかかる負担は大きいものと市としても考えております。今、協議会の相談支援部会のほうで事務の効率化だとか、サービス等利用計画の書式の見直しとか、あと相談支援のツールの作成とか、そういったことをワーキンググループをつくって検討しておりますので、そのあたりで少し成果が出てくると、うまく相談支援が回っていくのかなと考えております。

大塚会長：よろしいですか。事業所は減ったけれども、相談支援専門員の数は確保すると、むしろ増えていると。だけれども新規の仕事も含めて、新たなものがあるからということ。もう既に相談に対してきちんとした対応できる人数であったり、体制になっているかどうかということ、これからも伸びるということも見て、その体制が維持できることをきちんとやってください、対応してくださいということです。ほかにはいかがでしょうか。柴田委員。

柴田委員：25ページの事業番号168番。「障害児（者）の個別支援システムの構築」。それは障害児（者）を一生涯にわたり切れ目なく一貫した支援をするために個別の支援に必要な情報を関係機関で共有するためのネットワーク体制づくりを福祉保健部・子ども福祉部・教育部等が協力して推進するとなっています。目標値は「継続」になっているのですが、27年度、28年度にはともに「中断」となっていて、進捗状況が「目標どおり進行している」という評価になっているのですけど、中断をしているのでは目標どおり進行しているとは言いがたいのではないのかということです。実態はどうなっているのでしょうか。

大塚会長：事務局よろしいですか。何番ですか。

柴田委員：25 ページの一番上ですね。168 番です。個別支援システムの構築。非常に重要なところだと思うのです。

事務局：事務局です。こちらはたしか昨年も同じ形でご質問をいただいたところで、繰り返すにはなってしまうのですけれども、この事業自体が以前の計画のときから計画に載ってきているものでして、そのときの考えとしては、計画相談がないときのもので、今でいう計画相談のようなものを想定してこの事業を実施計画の中に入れてきた経緯がございまして、今、現状では法改正などによって計画相談が入って、そのあたりの児・者転換といったタイミングでの関係者会議の開催ですとか、一定その機能が果たされていると考えているところですので、ここ表現が、進捗状況の表現は3つに限定している関係で、表現をどうするかというのは事務局としても迷うところではあるのですけれども、別の手段で機能が果たされているところの意味で「目標どおり進行している」という表現にさせて頂いているところです。

課題としては、昨年度もご指摘・ご意見をいただいたところですので、その計画相談に乗っていない方はどうするのかというところは課題なのかなという認識はしてございますので、また今後に向けてどういうものが考えられるかというのは引き続きの課題と思っております。以上です。

大塚会長：よろしいですか。

柴田委員：計画相談に改めたので現実的に解決しているのかどうか実態はよくわかりませんが、1つは大きな枠組みとして、福祉保健部と子ども福祉部と教育部等が連携をするというところがまず大事なことで、その次に個々の児童に対して、それぞれの担当者が連携をつくるという2段階のシステムになると思うのです。個々の計画では連携があるかもしれませんが、大もとになるところの福祉保健部、子ども福祉部、教育部の連携はどうなっているのですか。

大塚会長：何か事務局ありますか。

事務局：事務局です。今、おっしゃるとおり、庁内におきましては、子ども家庭部と教育部との連携は担当者レベルも含めて行っているところでございます。あと教育のほうは私どものほうから地域自立支援協議会の委員に入っていたりとか、子ども家庭部もそうなのですけれども、そういう中で情報共有、情報交換をする状況にもございます。今日から事務局に子ども家庭部の子育て相談室長に来て頂いております、そういったことも含めてしっかりと連携していきたいと考えています。

柴田委員：今日は教育部の方はいらっしゃらないのですか。

事務局：事務局です。教育部の方は、今日は来ておりません。

柴田委員：これは障害者計画を策定し、その評価をする会議でありますので、当然のことながら福祉だけではなくて、今日子ども福祉部の方はいらっしゃって頂いてありがたいことだと思うのですけれども、できたらやはり教育部の方にも参加して頂いて、総合的な対策を教育部のほうも進めていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局：事務局です。そこにつきましてはご意見を頂戴して受けとめていきたいと思っております。

大塚会長：ほかにはいかがですか。岡本アドバイザーさん、どうぞ。

岡本アドバイザー：この資料いただいた後、はらからの職員のほうで全体的に拝見させてもらって、そこでまず単純になのですが、こんなことを今ここで口にするのも何なのですが、この評価というのは基本的にどこでどう評価して「目標どおり進行している」ということを言っているのかなと。例えばなのですが、8ページの34番、「心の健康相談」。精神科医が入ってやっている相談だと思のですが、そういったことについての話をされているときに、実際にご本人、家族がどれだけの気持ちを持ってこの問題をそこで満たすことができているかということが疑問というか。そもそも周知とか広報とか、どこまでできるのかといった疑問がある、例えばそういう声が1つあったりとか。

それから126番ですね。19ページ。これははもともと、はらからの須長が話をスタートさせたものということで、そもそもスタート時点では早期支援、家族支援のための支援という発想。それと違うことを言っているわけでは決していないのですが、多職種・関係機関の連携体制の充実が「目標どおり進行している」というのは、例えばどんなことを指しているのだろうかとか、そういったことがここでこうかかわりがあるところで見たとしても、具体的に感じとれない。そういうことで1つ1つ聞くとそうだと思うのですが、それを1つ1つ冷静に感じとれるような書類をつくるのは難しいと思うのですが、全部目標どおりできていると書いてしまっていると、逆にすんなりとはという気持ちがありますということをちょっとお話させて頂きます。

大塚会長：ありがとうございます。根本的に問題というのですね。何かありますか。できるだけ質的なものも反映されることも大事だと思うのですが。またちょっと難しいですね。

事務局：事務局です。今、ご指摘のあったように評価の部分では確かに表現として単純なのであらわれにくい部分があるのかなというのは、お話を伺ってよくわかりました。

「心の健康相談」につきましては、毎月精神科医の先生をお呼びして、そこで市民の方、あるいは関係者の方がご相談できる機会として活用しているのですが、必ず事前に保健師がインテーク面接をとったり、あるいは保健師が個別活動の中で、病院ではなくて市役所の精神科医の相談を受ける目的をはっきりさせた方に対して、事前にお話を伺った上で、40分という短い時間で、薬を出せるわけではありませんが、精神科医師との面談の場を作っております。

昨年度については、精神保健相談の業務が健康推進課から移管しまして、落ち着かない中で実施してまいりました。ご利用の希望がなかった月がありましたので、9回の実施になっています。ただ市の相談は9回でしたけれども、それ以外の保健所でやっている専門相談、薬物とかアルコール依存症等の相談や思春期の相談については、保健所と連携しながら利用させて頂いていますので、ここにあらわれていない分もあり、そういった形で進めております。

大塚会長：よろしいですか。評価。どこに行ってもなかなか適切な評価はないということで、その議論になるわけですが、行政的なところでやっているのは、適宜かどうかかわからないのですが、負担も大きいかもしれないのですが、毎年続けていて予算がついているということなのですか。

予算はつけてこれからも進行しているということだと、もしこの事業の改善だとか、改良ということを考えたら、むしろ課題を書いたほうがいいですね。1つ1つをいわゆ

るこういうところが残っていて、ここをやはりこうしていこうといったほうが、行政的にはなかなかやりづらいのだろうけれども、サブ評価でもいいのだけれども、むしろ課題を書いてくれたほうが次の年にはこれをどう改善していこうかということで、PDCAサイクルになるので、そっちのほうが正直レベルだし、できないものはできないものとして、やはり課題はまだあると。もっと進めていこうという行政的な方向性も見られるのではないかなと。そういう手法はとったところはなかなかないのだけれども、もし考えていただければ、正直ベースでいいかなと。むしろそっちのほうが一歩進む。

ずっとこのままだと、目標どおり、目標どおりだと深まらない。という意味では正直ベースで課題を、どんな意見でもいいから課題を書いてもらったほうがいいかと思う。そうすると大変なことになってくるね。ちょっと検討してください。まとまりにならないようであれば、撤回しますので。そういう考え方もあるということ。

そんなことをしたら、次からお金つかないよと言われてしまったら、財務も含めて交渉にならないですから、成立しないので、それを考えると多分なかなか難しい。予算取りということも含めて、行政的なことを考えると。よろしいですか。

柴田委員：9ページ。同じ問題が幾つかあって。45番の「障害児（者）の個別支援システムの構築」について、今日初めて参加された子ども家庭部からできれば説明していただけたらありがたいです。

大塚会長：よろしいですか。

事務局：子育て相談室長の前田です。先ほど事務局が言っていたとおりなのですがけれども、もともとは自立支援協議会、それが立ち上がった段階でシステムができたところでやってきていたのですが、そうではなくて、今、現状としては、先ほど言われた相談支援事業所、そちらで計画を立ててくださっていて、そこで連携がとれている。あとは自立支援協議会の中で教育・福祉、そういったところと連携がとれているところで、それで今は進行しているのかなと考えております。

柴田委員：ありがとうございます。実績値で「中断」と書いて進捗状況を「目標どおり進行している」というのは、やはりちょっとおかしいので、ここは「中断」と書くか、こういう実態を書かれたほうがいいのではないかと思います。

大塚会長：ありがとうございます。阿部委員さん、どうぞ。

阿部副会長：阿部です。1つ、お尋ねしたいのは、8ページの31番の総合相談窓口の体制整備があつて、今後は相談窓口の試行実施について、地域福祉推進委員会というところで検討を開始したと書いてあるのですが、地域福祉推進という委員会はどこが所管して、どういうものであるのかということと、今現在どの程度まで検討されているのかということをお教えしたいと思います。

事務局：事務局です。今、部として子ども家庭部も含めて、総合相談窓口の実現に向けて検討してきている途中でございまして、機構改革の検討委員会なども庁内で実施しておりますが、そういうところも含めて今後議論が進んでいくと思っています。

取っ掛かりとして、昨年については実績としてそういう方向に向かっていくところの検討を行って、まず第1歩としてまずは子ども家庭部と福祉保健部をうまくそこを二分する形で執務室の中の配置をしたのですね。ですからそれがまた29年度につながったと

いうことでございますので、そのあたりの検討を行ったということでございます。

大塚会長：よろしいですか。それでは時間もありません。また1回戻りますけれども、もう1つの「障害福祉計画の実施状況について」、これについてもご意見、ご質問等ございますでしょうか。

阿部副会長：地域生活支援事業の（４）の成年後見利用支援事業では、実績が3件となっているのですが、この事業について具体的に教えていただけたらと思います。

事務局：事務局です。今のご質問で、成年後見のことでございますが、3人のうち1人については、市長申立てをした件数。あと2人については成年後見人の方への報酬を支払っているという状況で、あわせて3人という状況でございます。

阿部副会長：国分寺市が市長申立てをした方以外でも、報酬助成はされているということでしょうか。

事務局：事務局です。報酬助成につきましては国分寺市の場合は市長申立てをした方に今のところ限られております。

柴田委員：市長申立てをした人が3人ということですか。先ほどの話だと。

事務局：人数については市長申立てをした方は28年度、1人いらっしゃいました。障害の種別は知的障害の方でした。それとは別に報酬助成の事業もここで行っていますが、精神障害者の方について2名の方に報酬助成を行っております。その2名の方についても過去に28年度より前に市長申立てを行った方です。

大塚会長：継続的に必要な経費を払っているのですか。

柴田委員：たしかこれは厚生労働省だったと思いますが、市長申立てに限らなくてもよいという通達ももう既に出ているかと思うのですが、それは国分寺市では検討されなかったのですか。

事務局：事務局です。現時点では国分寺市では市長申立ての方にそういった形で支援している状況でございます。

柴田委員：厚生労働省が市長申立てという制約を外したのは、実際に成年後見を担う後見人の立場から言うと、やはり費用はかかるということで、市区町村の判断ということになるわけですが、市長申立てでなくても申請があれば区市町村で対応してもよいということになったと思うのですけれども、何年か前に通達が出ていると思うのです。ぜひとももうちょっと検討していただかないと。特に成年後見制度の利用については、特に知的とか精神に障害があれば長期間の利用になりますので、非常に大きな負担になっていきます。この場の検討課題ではないかもしれませんが、大きな課題かなと思います。

大塚会長：ほかにはいかがですか。はい柴田委員さん。

柴田委員：9番ですね。「移動支援事業」についてなのですが、ご家族からも使いにくいという意見もたくさん頂いています。一番使いにくいのは何かというと、いざ使おうと思って事業者にも頼んでも、事業者のほうではヘルパーがいないから派遣できないと断られるということが一番大きな理由です。

そのほか市が規定している利用条件が、原則家からの外出でなければいけないということです。最大の理由はヘルパーがいないと事業者にも断られてしまうことです。実績は166人ですが、恐らく使いたい件数は相当あったのだろうけれども、これしか使えな

ったということかなと思います。これをどう評価するのかよくわかりませんが、そういう大きな問題があることだけ申し上げたいと思います。

それから日中一時支援についても恐らくなかなか使いにくいということもあろうかと思えます。

2 ページ目の地域生活移行というところなのですが、入所者は2人減ったということなのですが、死亡によってあるいは長期入院したためということであって、地域に帰ってきた方ではないのですね。なので地域移行はゼロであるというところは、やはりこれを推進しなければいけないのではないかと思います。徐々にでも。必ずしも遠くに行っている人が国分寺に帰ってくることを望まれるかどうかわかりません。

その施設の環境になじんでその施設の近くでと希望するかもしれません。いずれにせよ地域移行が進むように、これはもっと積極的に取り組まなければならないのではないかなと思います。ここはゼロが並ぶということは大きな問題かなと思いますね。

大塚会長：ほかにありますか。中西委員さん、どうぞ。

中西委員：今の地域移行。地域生活への移行と書いてあるのですが、9名という目標自体が、なかなか厳しいものなのかなという印象があるのですが。実際なかなか進まない事情はどういったところにあるとお考えなのでしょうか。

事務局：施設に入所されている方、全てご本人の意向を詳細に確認したわけではないですけど、やはり施設を出て、地域で暮らしたいと強く望んでおられる方がなかなかこちらに情報として入ってこないのが1つあります。次期の計画の策定の中でもアンケートの調査の対象として施設に入っておられる方も含めて、今回実施しておりますので、その辺のご本人、ご家族がどこで暮らしていきたいのかという意向もアンケート調査だけでは把握しきれない部分もあるので、ヒアリングをしながら、まずはそのあたりの実態の把握ということをして市としてはこれから進めていきたいなと思っております。

あと国分寺に戻ってきたい、地域でまた暮らしたいという希望があった場合に地域でしっかりと支えていけるようなグループホームですとか、また近隣のショートステイですとか、相談支援体制整備とか、その辺の受け皿づくりというところも合わせて行っていきたいと思っております。

事務局：事務局なのですが、まさにこの2カ年のこの実績を踏まえて、3年前に立てたこの目標設定については、この計画の見直しの中で皆様のご意見を頂きながら、またアンケート調査等のデータも踏まえて、そのところは新たな位置づけをしてまいりたいと思っております。

事務局：3年間で9人という目標が、かなりハードルの高い目標設定だったかなと感じています。

中西委員：ありがとうございます。やはりご本人さんがどう希望されるかという部分では、地域に戻って生活できるのだという見通しが立っていない限り、恐らくその施設を出たい、地域に戻りたいとおっしゃらないと思うので、やはりここで暮らせるのだ、こういう形で暮らせるのだよというのを示せるようにするのがまず第1で、そこからやっと出てこられるのかなと。希望と言っても、本当に全ての選択肢が与えられれば集団生活のほうがいいという方はそんなに多くないと思うので、やはりそのアンケート調査に基づく

のではなくて、受け入れ体制の充実のほうが一番重要なことなのかなと思います。

大塚会長：ありがとうございます。きのうの東京都の施策推進協議会では、地域生活移行コーディネーターを東京都はなるべく何人でも置いて。国分寺市はどういう感じですかね。30人くらいが東京都でも動き出したと言っていました。

事務局：八王子福祉園。

大塚会長：ということは。

事務局：地域には配置されていないです。

大塚会長：施設に配置されているんだ。いろいろな仕組みをつくって地域に移行していただくということは、少しとどめつつあるので、いろいろなものを使いながらということに。

事務局：都事業として配置されているコーディネーターさんについて、相談には乗っていただけますけれども、各自治体にはそういう配置はないのです。ただ基幹相談支援センター等が研修等を始めているところですので、地域の意識の醸成であるとか体制づくりというところが今大事なかなと思っています。

大塚会長：今、国分寺市の中で構築するのならば、自立支援協議会、相談支援のところが中心にやっていくということで。そういうところで地域の支援体制をどうつくるかという。本人の事情もあるし、ご家族の事情もあるし、地域の事情もある。特に地域の事情がどんなサービスをつくるかということが一番重要なことだと思いますので、よろしく願います。ほかには。阿部委員さん。

阿部副会長：地域生活支援拠点についてお伺いしたいのですけれども、建設する予定になっている中で、あり方については協議会でも検討していくとのお話がありましたが、やはり地域生活支援拠点というのは、先ほどからもお話にあったように地域生活移行をすすめるためには体験型のショートステイを運営したり、国分寺オリジナルの社会資源や、機能をどう生かしていくかを検討していく必要があると思います。

そこら辺については、この協議会でどのような計画の中で検討を進められていこうと考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局：事務局です。地域生活支援拠点の整備につきましては、ひとまずは障害者センターの指定管理者のほうから施設の整備と併わせて、地域の既存の障害者センターと新しく整備する施設でもって2カ所で面的整備という形で地域生活支援拠点として位置づける形で事業が進んでいる状況になります。必要な機能をひとまずはその2カ所で満たす形にはなりますけれども、それで整備して終わりではなくて、国分寺に合ったよりよい形というのは何なのかについては、地域自立支援協議会も活用しながら協議をしていく。継続して徐々によりよくしていくイメージで考えているところです。

計画上の位置づけについては、国の基本指針にも出ている形では32年度までに拠点を1カ所整備する形になりますので、計画上の表現としては、市の目標としても整備をしましようという形になるかと思っています。なので具体的なその中身、拠点を整備する中身については、またこの計画の設定とは別の形で恐らくご意見を頂いたりということが出てくるのかなというイメージでおります。

大塚会長：今、検討しているということですか。地域生活支援拠点の2カ所を含めてどんな面的整備を行うかということを検討している。もう決まり。

事務局：現状では、今、障害者センターで持っている機能と新しく法人さんのほうで整備する施設の持つ機能を2つ合わせて緊急時の受け入れ体制だとか、そういったものをカバーできるでしょうということですね。

基幹相談支援センターがその2つの施設のコーディネートをする役割になってということまでは考えている状況ですけれども、そこからさらに、今、現状進めている形では、例えば1つの法人であれば連携がしやすいというところがあって、障害者センターとあとは新施設で拠点として整備することになっていきますけれども、長期的なことを言えば、できればもっとほかの地域のいろいろな資源があると思いますので、そこを組み合わせる整備ができるか、支援ができるか、体制づくりができるかということは今後の課題になるのかなと思います。

大塚会長：多分ご質問が出るのは、国分寺市における地域生活支援拠点のつくり方だとか、戦略が何も見えてこないからこういう話になるので、今、議論が進んでいるのなら、こういう考えの答のもとにという絵を描いて、「こうなっているのですよ」と。これからはまだこの検討がどうなっているのかということが出てこないとなかなか。戦略図を描いて見せてもらわないとだめなのです。このようなことができますよということの実施予定図とつか、実施戦略図、それが欲しいかな。

事務局：現状、戦略図までは至っていない状況ですので、そこは課題として検討させて頂きたいと思っております。

大塚会長：ほかに。

柴田委員：重なりますけれども、実際に入所している人たちは、長い間入所していますので、みずから地域に移行しようとする人は少ないですよ。だから調査しても、なかなかそれは本人の口からは出てこない。しかし、私も入所施設の施設長の時に、グループホームに移行する提案をして、実際にグループホームを見てもらって、それでもまだ不安を持っている人には、一晩だけでも泊まってもらってとか、そういう形を通じてだんだんご本人も「ここがいいかな」と思うし、そして実際にそうやって住み始めて1カ月、2カ月たつと、「こっちがいい」と、言葉がなくても、「こっちとどっちがいい」と聞くと、「ここがいい」とはっきり、本当に思っているのだなということがわかる返事をしてもらえる、そういう経験をしました。施設に住んでいる人は、ご本人に移行先の場を見せる、あるいは少しだけ体験してもらってとか、いろいろな方法で地域で暮らす体験をもらうことで、最終的にはご本人自身がやっぱりこっちがいいとなりました。

それでもやはり施設がいい、戻りたいという方があったり、施設に戻っていくこともあるかと思えます。そういう形でもっと積極的な本人自身の意思決定の支援を見据えて、そういうことをもっていかないと、表面的に施設にしたいですか、施設から出たいですかという質問だけでは、答えは出てこないのではないかなと思います。ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

大塚会長：今のお話もありまして、地域生活移行者数、3年間で9人ということで目標を持っているのですが、本当にやるのだったら、今、国分寺市で支給決定を出されている施設、入所施設者数、あるいは精神科病棟、何百人と全部リストアップして、それぞれの状況を全部書いて、障害支援区分からそれぞれ特色であるとか、ご家族の考え方など、本人

の意思決定全部表にしてそれをチェックしながらどこかと重点的にやっていくかということをや全部やってあげていかななくてはならないですよ、計画的に。

そういうことをなさっているかどうかも含めてもしやるのだったら、単なる9人の見込みではなくて、実際にそれを動かすために、そういう地道な膨大な資料をもとに、今度は相談支援がどうかかわっていくか、ご家族と本人とどう話すか。意思決定してもらうか。あるいはご家族とどう調整していくか。全てこれの中でやっていくことなので、そういうことだと思うのですよ。よろしく願いいたします。意見として言いましたので。ほかにはいかがですか。中西委員さん。

中西委員：3枚目の「障害福祉サービス等の実績」の部分なのですが、見込量に対して実績の達成率というところになっているのですが、希望しても実際は使えないと、移動支援なんかでヘルパーさんの手配がつかないので利用は無理ですとか、短期入所で希望した日は満員ですということはよくあるのではないかなという感覚を持っているのですが、希望に対してどのくらい充足されたかというデータを、全てのサービスについては無理かもしれないですが、そういった形での充足率みたいなものを出すというのは不可能でしょうか。

大塚会長：事務局はいかがでしょう。

事務局：正直難しいと思います。数字として出すことは少し難しいかなと思います。後は相談支援部会とかから、現場から状況を聞いて、意見などで把握するぐらいでしょうか。

柴田委員：これは前回申し上げたのですが、共同生活援助、グループホームにつきましては、親の会で調査をしたところ、全員の回答ではなかったけれども、それでも120人ぐらいの回答が来て、45人ぐらいの人たちがグループホームを希望しているという数字が上がってきましたので、グループホームの希望があるのだろーと思います。ここで今回は、28年度は、27年度よりも利用者数が13人増えており目標値は超えたことになっているのですが、もともと目標値が去年より少なかったもので、それでもまだまだ足りないというのが現実だと思います。

それから施設入所に1人入られたということですが、私の知っている方であるとするならば、本当は施設を望んでいたのではなくて、グループホームを望んでいたのだけれども、それだけの障害を受けとめるだけのグループホームが、今の時点でなかったというところから、仕方なく入所に入られた方だだと思います。そういうことでやはり本当の率はまだわからない。

事務局：この計画の見込量よりも、潜在的なニーズというのはそれ以上にあると考えています。

グループホームの数をふやしていくだけではなくて、柴田委員がおっしゃったように支援度の高い方を受け入れが可能なグループホームというものも、今後必要だろうと認識しております。

大塚会長：ほかにはいかがですか。岡本さん、どうぞ。

岡本アドバイザー：当会もグループホームをやらせてもらっているのですけれども、ニーズ調査というのは出来るのではないかなと。やったほうが良いのではないかと。それでこういう部分を減らしたほうが良いと現実的にあると、作る側も安心して作ると思うのですよね。なのでやれないではなくて、やれるところまでやるという発想がありがたいかなと

思います。

大塚会長：ニーズ把握については、また検討頂いても。

事務局：一定のニーズについては、今回のアンケート調査を行っておりますので、そこである程度は把握ができるのかなと思っております。

今、おっしゃったような各運営されている法人さんで把握している部分というのは、もしかすると、幾つかの法人さんで同じ方をカウントされている可能性もありますし、同じ方を市のほうでも、市もそういう希望があって入れない状態の方というのは一定把握している部分がありますので、それを合計したら合計になるのかということそうではない。個人名をつき合わせるというのは難しいのかなと思いますので、そのあたりもなかなかきっちりと確実な数字がこれだということをつかむのは困難なのかなという感じはしています。

大塚会長：ありがとうございます。岡本アドバイザー。

岡本アドバイザー：もちろんそういったことは当然あると思うのですが、そういったことがあるから、ではできないではなくて、そういうことがあるのだけでもやるということがやはり必要だと思います。名前をではないですよ。例えば当法人だったら、そのケアをするだけの力がなかったとか、そんな理由だったら幾らでもあるといたら変ですけども、その理由も幾つかあると思うのです。そういういったことも含めて調査できると、もともと地域に来るということが大事なことだと思うし、そういったニーズ把握が大事なことになると思うのです。

大塚会長：今回の調査は匿名なの。

事務局：匿名です。

大塚会長：原則的にはグループホームを希望しますかみたいなことは、その調査からは一定の数が出ると。しかしそれぞれの親の会だとか事業所だとか、いろいろな方たちが持っている、多分そこが今度は名前つきで出てくることかもしれませんので、それと調査と匿名といろいろなものを合わせながらやはり国分寺市にはこれくらいの方がいらっしゃるから想像、推計はできますよね。

そういうことも含めて、今度は名前も含めて出てくると。個人情報は大変だけれども、守秘義務はあるのですけれども、そういうことを考えながら施策に役立ててもらえば、もろもろのデータを持っていたほうがいいと思うので、それはすると思います。

ほかにいかがですか。柴田委員。

柴田委員：3ページの「訪問系」で「行動援護」なのですが、市によって対応が違うのかもしれませんが、例えばお隣の小平市の場合、行動援護の対象の重度の知的障害の方がいらして、その方が行動援護を希望していると。しかし行動援護のサービスを提供できる事業者が少ない。あるいは事業所によって行動援護の資格を持っているヘルパーをその時間帯、そこに付けることができない場合には、移動支援を使ってもいいですよ。行動援護で使えるときは行動援護を使ってもいいですよ。でも、行動援護のヘルパーを確保できないときは移動支援を使ってもいいですよという支給決定の仕方をしているのだそうです。

ところが国分寺の場合は、行動援護か移動支援かどちらかしか使ってはいけませんと

言われたと、そうおっしゃっている方がいます。そうすると実際は行動援護を使いたいのだけども、事業所のほうで行動援護に対応できる事業所は少ないし、なおかつ対応できるヘルパーが少ないので、やはり時間どおりに支援してもらおうと思うと、行動援護を申請しないで移動支援を申請していくと。そういう声を聞きます。そういう感じでこの行動援護の使い方と移動支援の使い方というのは、もっと柔軟にして頂きたいなと思うのですね。

行動援護が昨年度 147 時間。非常に少ないなと思うのですけど。そういうような背景があつてなかなか行動援護は使いたいが使えない状況があるかなと思います。こういう表を見て、何をどう読み解くかが問題なのですから。申請が少ないのではなくて、入口でそう言われてしまうと行動援護の申請ができなくなってしまうという背景のもとにこういう数字になっているのかなと思います。

事務局：今の柴田委員のご意見なのですけども、そのところは私どもが小平市さんの状況を詳細に把握しておりませんので、ご意見として参考にさせて頂きたいと思います。

大塚会長：ほかにはいかがですか。よろしいですか。それではだんだん時間も迫ってきましたので、全体としてもし何か障害者計画・障害福祉計画、どちらでもいいのですけれども、何かご意見等を。よろしいですか。

それでは、報告事項もありますので、済みません。残りのアンケート調査、計画相談支援の実施状況ということでご説明をお願いします。

事務局：事務局です。報告事項 1 つ目。「障害福祉に関するアンケート調査について」ご報告をさせていただきます。

先ほども少し話題の中に出てまいりましたけれども、次期の障害者計画・実施計画・障害福祉計画等の策定に当たりまして、アンケート調査を実施しております。これまで本協議会でアンケート調査案に関するご意見を頂いていたところですが、6月の中旬から随時発送を行っております。

この間、障害のある方全員に来るはずで、自分のところにアンケートが来ないという問い合わせを幾つか頂いております。委員の皆様もそう思われている方もいらっしゃるということをお伺いいたしました。そこを改めてご説明をさせて頂きたいと思います。こちらの説明不足でご心配をおかけしてしまったということなのだと思うのですが、対象者については無作為抽出をさせて頂いております。

身体障害者が 2,000 人、知的障害が 500 人、精神障害 500 人、難病の方 500 人という形で合計 3,500 人の無作為抽出でアンケートを実施しているということでございます。

この中には本協議会においても意見を頂きましたけれども、手帳の所持者というだけではなくて、自立支援医療の精神通院を利用されている方ですとか、手帳を未所持で児童のサービスを利用されているような方、それから市外施設、市外のグループホームに入られている方もその中に含む形で抽出をさせて頂くなど、対象については、可能な限り幅広くとらせていただいたのかなというところでは。

アンケートはもう粗方返ってきている状況でして、回収状況につきましては、3,500 通の発送に対して大体半分を少し超えるぐらいの状況になってございます。現在回収したアンケートの集計分析作業を行っているところになりますので、その結果が出ました

ら、改めて次回の協議会でお示ししたいと考えてございます。アンケート調査についてのご報告は以上となります。

事務局：続きまして、「計画相談支援等の実施状況について」簡単にご報告させていただきます。資料3をごらんください。こちらは国分寺市における計画相談の導入率を表にしたものです。平成28年3月末で既に100%計画は導入されている状況です。今後につきましては、相談支援専門員の方の負担がかなり大きいというところもありますので、相談支援専門員の数をふやしていく量的な拡大と、それから研修等の実施、相談支援の質の向上、その質的充実、その辺を合わせて同時並行で行っていきたいと考えております。報告は以上です。

大塚会長：ありがとうございました。それでは、報告事項も終わりました。よろしいですか。何か質問がある方。岡本アドバイザー。

岡本アドバイザー：アンケートの対象者は全員に行くという誤解があったのではないかというお話なのですが、少なくとも私が知っている中でそういう話はしていません。そうではなくて、この部会の中でどういう人が対象で、どんなふうになるかという話をしようとしたときに、それがアンケートを始める前の前のときに検討しますという話で終わった。その話が検討されなかった。そのまま結論が出ていくというところに対しての話だったのですね。ここでどういう対象にどんなふうにアンケートを出していくかということと相談するはずだった。それもしていないということです。結論とか経過がちゃんと覚えていないのではないかということの疑問が出ました。

事務局：事務局です。手帳以外の方に送付したほうがいいのではないかとのご意見を頂いて、地域自立支援協議会のほうでも、ご意見頂いたときにそういったお話もあったかもしれないのですけれども、そういったお話を色々頂いて、そのあたりは反映できるかどうか検討させていただきますというお話をさせて頂いて、それを踏まえて、反映する形でなるべくいろいろな方ということでお送りをさせて頂いた形になるのですが。

岡本アドバイザー：多分それは私とか、私の周りの人が言っていたことではないところのことです。私のことかなと思って伝えたのですね。アンケート調査の対象についての話し合いをしようとしたことがあったと思うのです、昨年度に。それ自体次回以降にしますみたいな話で終わって、その話し合いをするという機会を少なくとも、私は休んでいないと思うのですけれども、なかった。結局アンケートはもう実施されたということで、いつごろどうのこうのではなくて、その話し合いをするという過程があったはずなのに抜けてしまったなという話し合いはされました。

大塚会長：少し昔のことになるので。ともかくさつき提示したものでということでご理解頂きたい。もし手続上をそういうことがあったら、今後はきちんと手続上やるということで。ありがとうございました。

事務局：少しよろしいですか。今回、アンケート調査を行うに当たって、本協議会からさまざまなご意見頂きました。非常に多数に上っております。それ以外に地域自立支援協議会のほう、別の組織からもご意見をいただいた。

それ以外にも例えば議会のほうですとか、アンケート作成にあたりさまざまな意見を今回受けとめて、かなり長時間かけて事務局では検討してきております。その中で前回、

3年前に行ったアンケート調査よりもさらに充実する形でどうやったらいいかというところは十分に事務局のほうで検討してございますので。今、アドバイザーのほうからあったお話というのは、受けとめさせて頂きますけれども、ただ事務局としてはそこについてかなり綿密な協議をして、最終的に発送にこぎつけて、今、回収しているという状況でございます。

大塚会長：ありがとうございました。では、残りは「その他」として今後のスケジュール等についてのご説明をお願いします。

事務局：事務局です。事務連絡をさせていただきます。次回の協議会開催予定は10月12日の木曜日午後6時半から、場所は本日と同じ市役所第一、第二会議室を予定してございます。

なお、会議の時間は通常2時間程度としておりますが、第3回につきましては、少し時間が長くなる可能性がございます。あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。詳細は後日お送りいたします開催通知をご確認頂きますようお願いいたします。

また、第4回につきましては、11月13日月曜日を予定してございます。よろしくお願いたします。最後になりますが、お車でいらっしゃいました委員の方には駐車券をお渡ししますので、会議終了後、事務局までお声がけ頂きますようお願いいたします。以上でございます。

大塚会長：それでは、どうもありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。

——了——